

令和 3 年 4 月 29 日

お客様各位

有限会社サントピア
サントピアテニスパーク
代表 宮部 豊

緊急事態宣言に伴う休業による振替受講期間等の措置について

平素よりサントピアテニスパークをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

4月25日（日）より実施されています緊急事態宣言及び、それに伴う緊急事態措置における運動施設休業の協力要請を受け、当館は、5月11日（火）まで、全館休業させていただいております。

休業期間中分の振替受講や受講料等を下記の通り対応してまいります。

皆様には多大なご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜り感染拡大防止にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

■対象期間：令和3年4月26日（月）～5月11日（火）

■緊急事態宣言中休業分の振替

休業中のレッスンは振替対応とさせていただきます。

・ テニススクール・310StyleStudio・ゴールデンキッズ

→振替持ち越し制限にカウントせず、令和3年12月26日（日）までに延長

・ Team310V

→振替持ち越し制限にカウントせず、令和3年9月29日（水）まで

■休会について

特別受付期間を設けますので、休会をご希望のお客様は5月18日（火）までにお手続きをお願いいたします。

対象：テニススクール・310StyleStudio・ゴールデンキッズ

・5月の1カ月休会をご希望のお客様は、5月18日（火）までにお手続きをお願いいたします。
(在籍料 1,650)

1カ月休会の際は、5月スケジュール内（6月2日まで）は、振替も含めレッスン受講ができなくなりますので、ご注意ください。

・5月より長期休会をご希望のお客様は、5月18日（火）までにお手続きをお願いいたします。
(キャンセル料 3,300 円※ジュニア・悠々はキャンセル料 2,200 円)

■回数券について

お持ちの回数券は、有効期限を1カ月延長させていただきます。

■皆勤賞について

お持ちの皆勤賞チケットは、有効期限の変更はございませんので、期日までにご使用いただきますようお願いいたします。

※上記内容は、緊急事態宣言の延長の場合は、変更する場合がございます。